

皆さんは「ゾーン 30 プラス」という言葉を耳にされたことがあるでしょうか。

「ゾーン 30」は警察庁が進める交通安全対策の一つで、生活道路での歩行者や自転車の安全通行の確保を目的としています。

区域を定め時速 30 キロの速度規制を実施するなどして、区域内でのクルマの走行速度や通り抜けを抑制するものです。

そして「ゾーン 30 プラス」は今夏国土交通省及び警察庁より発表された、両当局による生活道路の交通安全に係る新たな連携施策です。

先述の警察による交通規制(ゾーン 30)に加え、物理的デバイスの設置で生活道路を安全・安心な通行空間とするものです。

具体策としては、路上にライジングボラード（ポール）を設置したり、クルマの速度を抑制したい箇所に狭窄部やクランクなどを設けたりすることなどが挙げられています。

当局では、「各地で実施中の通学路における合同点検を踏まえた対策の一つとしても、道路構造、交通実態、沿道環境等を踏まえ、地域住民等との合意形成を図りながら、『ゾーン 30 プラス』の整備を図っていきます。」としています。

今年 6 月に千葉県八街市で起こったトラックによる児童 5 人死傷事故が記憶に新しいところですが、この取組が全国で迅速かつ着実に具現化され、歩行者に優しい道路環境が整うことに期待します。

当局（国土交通省、警察庁）の発表資料は、以下 URL よりご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001419903.pdf>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

---

▼"ツイッター"を始めました。

<https://twitter.com/jidousyakyoku>

▼本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、以下よりお願いします。

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/tf.php?id=149239601>